

# 「いわて県民計画」第2期アクションプラン(案)における農地再生・活用対策の推進等について

平成23年度農業委員ブロック別研修会資料  
12月13日(火)、16日(金) 県農業振興課

資料No1

## 本県農業の現状

### 農業所得の減少

- ★農業所得は大きく減少
  - ・農業所得 (H7) 1,356千円 → (H20) 499千円 (要因)
  - ・農産物価格の低迷、生産資材費の高止まり

### 担い手の減少や高齢化の進行

- ★担い手は10年間で3割減少
  - ・農業就業人口(H12) 123千人 → (H22) 90千人
- ★65歳以上の農業者が全体の6割
  - ・平均年齢 66.3歳

結果 ※生産構造が脆弱化

### 産地力の低下

- 農業産出額は10年間で2割減少
  - ・H21:2.395億円 (H11対比 ▲533億円)
- 東日本大震災や原発事故により、大きな被害が発生

### 耕作放棄地の増加

- 耕作放棄地は10年間で2割増、今後も増加と予想
  - ・H12:約1万1千ha → H22:約1万4千ha(農林業センサス)
  - ・葉たばこ廃作による増加が懸念(H24廃作予定:約170ha)

### 農村活力の低下

- 雇用機会を求め若者は都市部に流出、過疎化が進展
  - ・消滅の可能性ある集落(H19) 36集落

### 本県農業の再生が喫緊の課題!

## 国の動向 (農政の転換期)

### 農業者戸別所得補償制度の本格実施

- ★セーフティネットとして農業経営の安定化につながるものと期待。制度の円滑な推進と、効果を発揮するための取組が必要
- ★信頼される制度としての持続性が必要

### TPP交渉参加に向け関係国との協議開始

- ★TPP参加は、本県農業に多大な影響があることを懸念。将来展望が見えない状況で、農業者は不安を抱えている状況

## 第2期アクションプランの施策基本方向

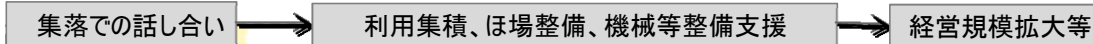
- ◎ 高い所得を安定的に確保できる経営体の育成
- ◎ 新たな担い手の確保・育成(新規就農者等)
- ◎ 東日本大震災津波からの復興に向けた農地復旧、ほ場整備

【H23~H26】

## 主な取組内容 (力強い農業構造の確立に向けて)

### 1 地域農業の核となる経営体の育成

- ① 「地域農業マスタープラン」※作成やその実践活動を支援
- ② 認定農業者、集落営農組織の経営の規模拡大・多角化の促進



- ◆認定農業者:年間3千万円以上の販売額(所得1千万円)を実現する先導的経営体の育成 **新**
- ◆集落営農組織:園芸作物等や加工・販売部門の導入による経営の多角化を支援

### ③ 新規就農者等の新たな担い手の確保・育成

担い手への集積や耕畜連携、特産品生産(桑等)、放牧、食品企業連携、企業参入等の優良事例を波及

### 2 農地の再生利用・有効活用の促進

- ① 耕作放棄地等の農地情報の共有化や利用調整を推進(水土里情報システムの活用等)
- ② 耕作放棄地等の再生利用に向けた基盤整備を推進(耕作放棄地再生利用交付金の活用)
- ③ 被災沿岸地域の農地復旧とほ場整備、低利用農地再生利用を推進(可能な限りH24作付)

## 連動

## 地域の農地と担い手を守り活かす運動

農業委員会系統組織 (H23~)

※地域農業マスタープラン:地域の中心となる個別経営体、集落営農組織への農地集積や地域農業のあり方等の計画で、集落での話し合いに基づき、市町村等が策定。なお、大震災津波被災市町村では、同様の内容で「経営再開マスタープラン」を策定

## 役割分担

### ◎農業委員会

- 1 農地パトロール
- 2 農地利用必須であること所有者へ指導
- 3 マスタープラン策定へ参画
- 4 農地利用仲介
- 5 放棄地解消実践等

### ◎市町村

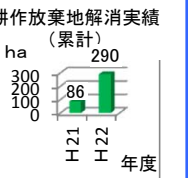
- 1 各集落話し合いによるマスタープラン策定、実践
- 2 経営改善計画認定
- 3 放棄地調査・解消計画策定、解消支援
- 4 復興計画策定、推進

### ◎県

- 1 マスタープラン策定・実践支援
- 2 広域農地利用調整
- 3 新規就農者や企業の農業参入支援
- 4 被災農地復旧、ほ場整備、機械等導入支援

## 目標

- 認定農業者(計画認定数)
  - H22:8,076 計画 → H26: 8,300 計画
- 法人化した集落営農組織数(累計)
  - H22:61 組織 → H26: 77 組織
- 新規就農者数(人/年)
  - H22:227 人 → H26: 200 人
- 耕作放棄地の解消面積(累計)
  - H22:290 ha → H26: 800 ha



解消実績は大幅な伸び(全体約3,600haの約1割解消)



## 地域における具体的な農地再生・活用対策の推進



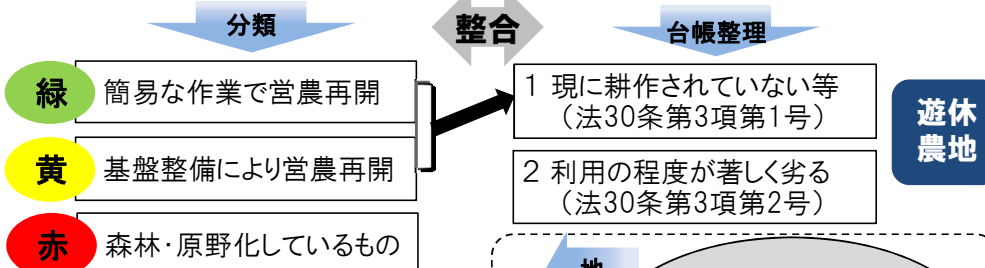
## 実態調査、解消計画の策定等

### ■耕作放棄地全体調査

- ① 市町村と農業委員会が連携し実施
- ② 毎年(1/1~12/31)(H32まで)
- ③ 現地調査は、農地法の「利用状況調査」をもって代える

### ■利用状況調査(農地法)

- ① 農業委員会が実施
- ② 毎年 1回
- ③ 管内の農地利用状況を調査



地域農業マスタープラン  
耕作放棄地再生と面的集積等を同時に検討  
・担い手への利用集積等(農地利用集積円滑化団体)  
・作物選定

### ■耕作放棄地解消計画策定

- 市町村が農業委員会と連携し策定
  - ① 大字や集落等の範囲
  - ② 解消目標面積
  - ③ 取組内容等
- ・引き受け手の確保の取組

### ■農地法による対策等(農委)

- 農業委員会による適正耕作指導
- 遊休農地である旨の通知・公告(農業委員会→農地所有者等)
- 利用計画の届け出(農地所有者等→農業委員会)

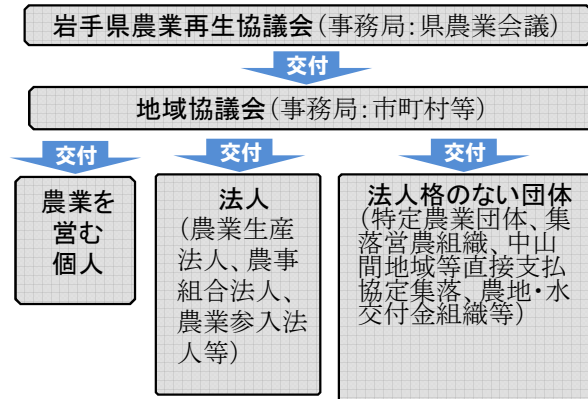
## 耕作放棄地の再生利用への支援

### ■耕作放棄地再生利用交付金

- ① 再生利用活動
  - ア 再生作業(障害物除去、深耕、土づくり)一括支援
    - ・定額支援【5万円/10a】
    - ・重機を用いて行う等の場合【1/2等】
    - ・土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
    - ・営農定着【2.5万円/10a】
- ② 施設等保管整備
  - ・用排水施設、機械・施設等の整備【1/2等】
  - ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】(定額)
- ③ 再生利用活用付帯事業
  - ・基金管理事務等【定額】

- ◇ 戦略作物(麦、大豆、飼料用米、牧草、そば等)等栽培する場合は次も支援対象
- ・土地所有者による再生 ・農用地区域外

### 支援の流れ



## 実践事例

- 酪農経営体へ利用集積、農地再生面積: 2.5ha(うち交付金利用0.8ha)



- ### 荒廃農地
- ① 高齢化等により耕作放棄地化
  - ② コーディネーターの仲介等 → 大規模酪農経営体へ



- ### 再生作業
- ① 樹木が生え、原野化 → 再生作業 → 堆肥投入 → 基盤整備、暗渠排水、道路整備等



- ### 再生後農地
- ① 飼料作物(牧草、デントコーン)を作付
  - ② 農家の粗飼料確保、経営向上につなげる

【業務適正化の通知】 H23の会検を受け農水省が発出→①遊休農地に関する措置の取組が不十分。②重要性が認識されていない。③納税猶予を受けている農地が遊休地化しているにもかかわらず措置が取られていない例→農業委員会のあり方に疑念。措置及び税務署への通知を適正に行うこと。→耕作放棄地全体調査結果と納税猶予対象農地を一筆ごとに照合し適正化台帳を整備。